

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準額の

### 設定範囲が変わります

最近の経済状況を考慮し、工事の品質確保及びダンピング受注による下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化を防止するため、平成22年4月1日以降、総務契約課から発注する契約案件のうち、最低制限価格及び低入札価格調査基準額を設ける場合の設定範囲が次ぎのとおり変更いたします。

#### 対象案件

##### 最低制限価格

予定価格が130万円以上1億5千万円未満の工事  
50万円以上のその他請負契約

##### 低入札価格調査基準額

予定価格が1億5千万円以上の工事

#### 設定範囲

予定価格の 7 / 1 0 ~ 9 / 1 0 の範囲内

なお、物品契約、単価契約、借上契約、随意契約は該当しません。